

※注意 この手引を読んでから入札に参加してください。

平成 17 年 4 月 1 日制定

令和 7 年 7 月 11 日改正

## 大阪市物品買入等電子入札の手引

大阪市契約管財局契約部

本市が契約を行う物品の買入、借入及び印刷・製本請負並びに物品の製造、加工及び修繕請負の案件で電子入札により参加する場合は、「入札の手引」、「特定調達契約についての入札の手引」、「事後審査型制限付一般競争入札の手引」のほか、この手引きを参考にしてください。また地方自治法、同法施行令、本市契約規則、水道局契約規程、その他関係法令についても参照してください。

なお、電子入札を行う際は入札書の提出から開札まで有効な電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第13条第1項第1号の電子証明書を格納したICカード（以下「ICカード」という。）が必要です。

### 1 対象入札方式

この手引は、物品買入等に係る調達（「政府調達に関する協定」の適用を受ける調達を含む）で大阪市が電子入札対象案件に指定した入札案件に、電子入札により参加する場合に適用されます。

### 2 電子入札対象案件の明記

一般競争入札及び公募型指名競争入札の電子入札対象案件については、電子入札対象案件であることを入札の公告又は入札説明書に明記します。

指名競争入札の電子入札対象案件については、メールによる指名の通知を行います。

### 3 電子入札による案件の取扱い

#### (1) 入札手続き

電子入札対象案件として指定する入札案件は、大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）により参加してください。電子入札対象案件は、次の(2)の場合を除き、紙による入札（以下「紙入札」という。）は一切できません。

#### (2) 紙入札によることを認める基準

「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約で、紙入札を希望する場合、入札参加申請締切日時までに所定の「紙入札方式変更申出書」（様式1）により申し出、本市の承諾を得ることにより紙入札を認めるものとします。

### 4 入札説明書、仕様書の交付

入札説明書（指名競争入札の場合を除く。）及び仕様書については、原則として公告又

は案件公開日以降システムにて交付されます。

## 5 入札保証金の取扱い

入札保証金の納付を必要とするものについては、入札書受付締切予定日時までに（必着）入札保証金を納付したことを証する書類を本市指定場所に持参するか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）で送付してください。

## 6 入札参加申請書等の提出

### (1) 入札参加申請書

一般競争入札、公募型指名競争入札案件については、公告又は入札説明書に記載された入札参加申請締切日時までにシステムにより提出してください。

特例政令適用の電子入札対象案件で本市より紙入札を認められた場合については、入札参加申請締切日時までに指定の入札参加申請書を本市指定場所に持参又は郵便等により提出してください。

### (2) 入札参加資格審査資料

提出の必要がある案件については、公告又は入札説明書に記載された締切日時までに、本市指定場所に持参又は郵便等により提出してください。

## 7 入札参加資格の通知

入札参加申請者については、一般競争入札は参加資格の有無を記した入札参加資格確認通知書、公募型指名競争入札は入札指名通知書又は非指名通知書をシステムにて通知します。

特例政令適用の電子入札対象案件で、本市より紙入札を認められた入札参加申請者については、別途通知します。

## 8 入札書の提出

### (1) 入札書の提出

入札書は、システムにより、入札金額やくじ申込番号等必要な事項が全て入力されたものを有効なものとして取扱うこととし、入札書受付締切予定日時までにシステムのサーバまでに到達していなければなりません。なお、入札書が正常に送信されたことについては、入札書受信確認画面又は入札状況一覧において確認してください。

### (2) 入札書提出後の辞退等

システムにより一旦提出された入札書は、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めません。ただし、開札予定日時までに入札執行担当部署に所定の入札

書錯誤無効届（様式2）を提出し、本市が錯誤無効と認めたシステムによる入札は無効とします。

(3) 特例政令適用の電子入札対象案件で本市より紙入札を認められた場合

開札予定日時までに本市指定場所まで持参することとします。郵便等による入札が認められた場合は、指定日時までに本市指定場所に到着したものを有効とします。

なお、入札金額等必要事項のほかくじ申込番号を記載した上で入札してください。くじ申込番号の記載がない場合については、本市職員が「000（ゼロ3つ）」をシステムに入力し、システム上で自動生成したものをくじ番号とします。

9 入札参加申請書等の送付方法

入札参加申請書等を郵便等により提出するときは、必ず書留郵便等配達記録が残るもので送付してください。全て、指定日時までに本市指定場所に到着したものを有効とします。

(1) 入札参加申請書

封筒に入札案件名を明記し、「入札参加申請書在中」と朱書して本市指定場所に送付してください。

(2) 入札参加資格審査資料

封筒に入札案件名を明記し、「入札参加資格審査資料在中」と朱書して本市指定場所に送付してください。

(3) 本市により郵便等の入札が認められた場合の入札書

二重封筒を用いることとし、内封筒の表に入札案件名、入札日時を朱書し入札書を入れてください。表封筒には入札案件名を明記した上「入札書在中」と朱書し、物品等契約担当宛て親展として本市指定場所に送付してください。

10 開札

(1) 開札の執行

開札は、あらかじめ入札公告で指定した日時及び場所においてシステム上で行います。なお、開札までに入札者が開札の立ち会いを申し出た場合は、開札作業に立ち会うことができます。

(2) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札については、これを無効とします。無効の入札をした者は再度入札に参加することはできません。

ア 大阪市契約規則第28条第1項、交通局契約規程第24条第1項、水道局契約規程第26条第1項又は病院局契約規程第28条第1項各号の一に該当する入札

イ 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合に

- っでは、最低制限価格より低い価格でした入札
- ウ 予定価格の事前公表対象事業の場合にあつては、予定価格を超える価格でした入札
- エ 現場又は机上説明がある入札の場合にあつては、説明を受けなかった者がした入札
- オ 再度入札の場合にあつては、前回最低入札価格以上の価格でした入札
- カ システム所定の入札書又は紙入札による場合において本市が交付した入札書を用いないでした入札
- キ 開札予定日時までに所定の錯誤届の提出があつたシステムによる入札で本市が無効と認めた入札
- ク 落札候補者が提出期限までに技術審査資料等を提出しないとき、資格確認のための説明の求めに応じないとき又は技術審査資料等に虚偽の記載をしたときは、当該落札候補者のした入札
- ケ 落札決定までの間に大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けたものがした入札
- コ 落札決定までの間に大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたものがした入札
- サ その他入札公告に定める入札の無効の条件に該当する入札

### (3) 再度入札

開札の結果、落札者又は事後審査型入札における落札候補者がいないときは、速やかに再度の入札を行うことがあります。

この場合、電子入札参加者については再度入札の通知をシステムより行うので、指定日時までに再度入札を行ってください。紙入札へ変更申出を行った入札参加者については開札場所において入札書を交付するので、その場で各自持参した長形3号の封筒に封緘して封印し、指定された投函箱に投函してください。

再入札書が指定日時までにシステムのサーバに到達しなかった場合及び紙入札における再度入札締切宣言後の再入札書の提出は無効とします。

なお、再度入札は原則1回限りとします。

### (4) くじ引きによる決定

開札の結果、落札者又は事後審査型入札における落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あつた場合、システムにおけるくじ引きにより落札者又は事後審査型入札にあつては落札候補者を決定します。

くじ引きについては、くじ申込番号により自動生成されたくじ番号により実施します。

### (5) 落札者がなかつた場合の取扱い

再度入札を行わなかつたとき又は再度入札の結果、落札者がいないときはシステム上で随意契約を行う場合があります。

## 11 入札結果の通知

落札者又は契約の相手方があるときはその者の商号又は名称及び落札金額又は決定金額を、落札者又は契約の相手方がないときはその旨をシステムで入札参加者に通知します。また、大阪市電子調達システム内の入札情報サービスシステムにおいても公表します。

## 12 契約の辞退

落札者又は契約の相手方が正当な理由なく契約を締結しない場合は、違約金の徴収及び地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく措置等を行います。

## 13 ICカードの取扱い

システムで利用できるICカードについては、別に示す「大阪市対応認証局一覧」の電子入札コアシステム対応認証局発行のものとします。

また、ICカードを利用して電子入札に参加できる者は、大阪市入札参加有資格の承認を受けている者のうち、次のいずれかに該当する者とします。

- (1) 入札参加資格に代表者を登録している場合は、その代表者
- (2) 入札参加資格に代表者から委任を受けて受任者で登録している場合は、その受任者
- (3) 代表者又は受任者から代理人として電子入札に関する入札等についての権限を受けている者

なお、ICカードの利用者は、システムへの電子業者登録をしなければなりません。電子業者登録は1社で複数枚のICカードの登録も可能とし、大阪市の審査を経て承認された後に、電子入札に参加することができます。

## 14 障害発生時等の取扱い

電子入札案件の手続き開始後、本市の都合（システム上の障害等により、システムが使用不可となった場合等）により、電子入札案件から紙入札案件への変更又は開札の延期若しくは案件の中止をすることがあります。その場合については、システム上で公表し、また、別途入札参加者等に通知します。

## 紙入札方式変更申出書（物品）

令和 年 月 日

様

住所または事務所所在地 \_\_\_\_\_

商号または名称 \_\_\_\_\_

代表者または受任者氏名 \_\_\_\_\_

次の電子入札案件について、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約のため、今回に限り紙入札による入札参加を承諾いただきますようお願いいたします。

1. 案件名称 \_\_\_\_\_

2. 開札予定日 令和 年 月 日

※ 本申出は入札参加申請の受付締切予定日時までに入札執行担当部署へ申し出てください。

## 物品買入等電子入札対象案件の紙入札への変更について

### 1. 紙入札変更の手続き

物品買入等の電子入札対象案件で紙入札に変更して行う場合は、「紙入札方式変更申出書（物品）」を電子入札対象案件で通知している入札参加申請の受付締切予定日時までに本市に提出する必要があります。ただし、紙入札への変更が認められるのは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される案件のみです。

紙入札への変更を本市より認められた場合は、紙入札用の入札書をお渡ししますので、記名・押印後、開札予定日時（入札執行日時）までに指定された入札執行場所の入札箱へ投函してください。

なお、紙入札へ変更したにもかかわらず、電子入札でした入札書が本市電子入札サーバに到達していた場合は、その全部の入札を無効とします。

### 2. 再度入札の扱い

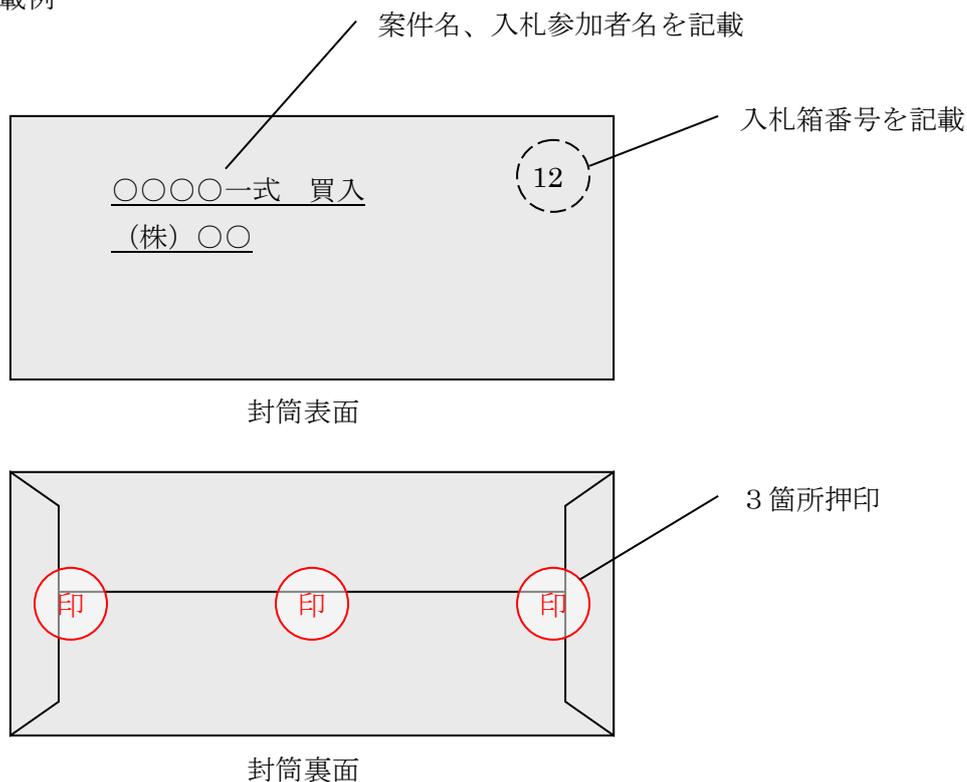
再度入札となった場合にはその場で再度入札の入札書を配布します。

この場合、事前に長形3号の封筒を用意しておき、再度入札用の入札書に金額等を記入や押印してください。

封筒に入れて封緘し、案件名称、業者名、入札書の箱番号を封筒表に記載し、3箇所封筒裏に押印してすみやかに入札箱に投函してください。

再度入札の開札は、原則として電子入札の開札日当日の指定時間に行います。

#### 再入札時の封筒記載例



# 入札書錯誤無効届

令和 年 月 日

様

住所または事務所所在地 \_\_\_\_\_

商号または名称 \_\_\_\_\_

代表者または受任者氏名 \_\_\_\_\_ 印

次の電子入札案件の入札書について錯誤がありましたので、入札を無効としていただきますようお願いいたします。

なお、本案件の入札に以後参加できないことについて、異議申立ては行いません。

## 記

1. 案 件 名 称 \_\_\_\_\_

2. 開札予定日時 令和 年 月 日 午前・午後 時 分 \_\_\_\_\_

3. 理 由 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

※ 本届は開札予定日時までに入札執行担当部署へ届けてください。